

平成18年9月29日（金）

**日程第46 議案第10号 橋本市消防手数料
条例の一部を改正する条例につ
いて**

○議長（上田順康君）日程第3 議案第10号
橋本市消防手数料条例の一部を改正する条例
について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 1番 中上君。

〔1番（中上良隆君）登壇〕

○1番（中上良隆君）おはようございます。

去る9月14日の本会議において本委員会に
付託された議案第10号 橋本市消防手数料条
例の一部を改正する条例について を審査す
るため、9月15日に委員会を開催し、慎重審
査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべ
きものと決しましたので、以下その概要を報
告いたします。

議案第10号は、消防手数料条例第76号2条
中別表に製造所を加え改正するものであるが、
現在、橋本市に製造所はなく、今後の製造所
設置許可等を考慮したものである。

委員から料金改正の内容について ただし
があり、現在までは条例に製造所の記載はな
かったが、「地方公共団体の手数料の標準に関
する政令」に従い、改正するものである と
の答弁がありました。

議員各位のご賛同、よろしくお願いたし
ます。

○議長（上田順康君）ただ今の委員長報告に
対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですの
で、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより、議案第10号 橋本市消防手数料
条例の一部を改正する条例について を採決
いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決さ
れました。

**日程第47 議案第17号 市道の認定につ
いて**

○議長（上田順康君）日程第47 議案第17号
市道の認定について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 4番 平木君。

〔4番（平木哲朗君）登壇〕

○4番（平木哲朗君）おはようございます。

委員長報告を行います。去る9月14日の本
会議において本委員会に付託された議案第17
号 市道の認定について を審査するため、
9月19日に委員会を開催し、慎重審査の結果、
全会一致で原案のとおり可決すべきものと決
しましたので、以下その概要を報告いたしま
す。

議案第17号は、地域再生法に基づく地域再
生基盤強化交付金事業により、平成18年度か
ら5カ年計画で施行予定である清水西畑支線
について、当事業採択要件として事前に市道
認定が必要であるため、新たに市道として認

定するものであり、委員会はさきに現地に出向き、調査の後、審査を行いました。

委員から、当路線と清水西畑幹線、左岸農道との交差部分はどうなるのかとのただしがあり、平面交差による接続となるとの答弁がありました。

5カ年の施行計画であるが、完了時期が前倒しされることはあるのかとのただしがあり、事業制度上、前倒しの完了は可能であるが、今後2カ年程度で用地買収を完了し、その後工事着手となるため、事業完了まで計画どおり5カ年は必要と考えているとの答弁がありました。

本路線の施行箇所は地すべりの監視区域に入っていないのかとのただしがあり、監視区域に入っていないとの答弁がありました。

議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（上田順康君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 市道の認定についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第48 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長（上田順康君）日程第48 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 5番 岩田君。

〔5番（岩田弘彦君）登壇〕

○5番（岩田弘彦君）皆さん、おはようございます。それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る9月14日の本会議において本委員会に付託された議案第16号 公の施設の指定管理者の指定についてを審査するため、9月20日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第16号は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、橋本市高野ロデイサービスセンターの指定管理者として、社会福祉法人橋本市社会福祉協議会を指定し、指定期間は平成18年10月1日から21年3月31日までの2年6カ月間とするものである。

委員から、指定管理者を社会福祉協議会に指定した理由について ただしがあり、高齢者の福祉事業を実施するためには、地域に根差し、豊かな経験を生かせ、また、今回指定する前にも旧町から委託された事業を実施していた社会福祉協議会を指定したい。なお、年度途中のため今回2年6カ月間で、その期間、経営努力を進める条件で指定するとの答弁がありました。

指定管理後の運営について ただしがあり、新社会福祉協議会として、新しいノウハウを取り入れながら経営改善に取り組み、高齢者の福祉の増進を図るとともに、地域の福祉活動の推進を目的として、「指定訪問介護」、「障害者居宅生活支援事業」等を実施していただ

く。社会福祉法人橋本市社会福祉協議会は管理運営委託の実績もあり、社会福祉法人としての立場から、採算性より公共性に重点を置きながら経費の節減に努め、市民サービスの向上を図っていただく。契約期間内で経営改善効果が見られない場合は、指定の見直しも考える との答弁がありました。

ヘルパーの指導について ただしがあり、介護制度導入後、年二、三回の事業者指導を行っており、今後も利用者の立場に立ち、事業者指導に取り組みたい との答弁がありました。

皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（上田順康君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。